

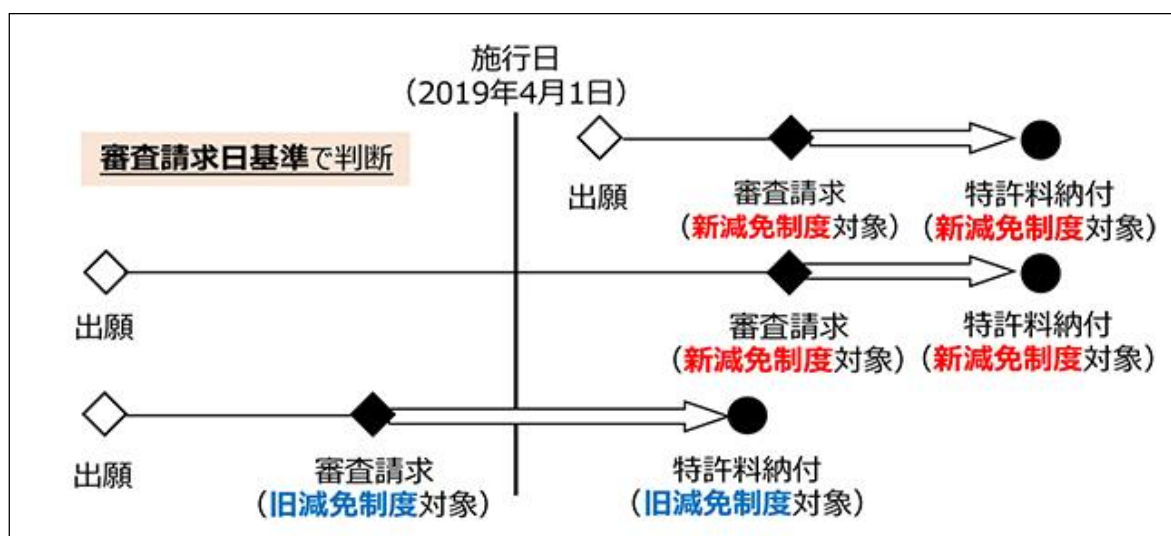
■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2019.2)

審査請求を4月1日まで待った方が良い減免制度

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回も、前回に引き続き、法改正による審査請求料と特許料の減免制度について、取り上げます。



出典:特許庁ホームページ

前回も取り上げましたが、中小企業のほぼ全てに適用される審査請求料と特許料の減免制度が、今年の4月1日から施行されます。この施行内容が1月31日に特許庁HPにアップされましたので、その内容の中で、気になった点について紹介します。

上の図にあるように、審査請求を4月1日以前に行うか、4月1日以降に行うかによって、審査請求料のみならず「特許料の金額」も変わるようです。

審査請求料だけであれば、1回だけなので一時的な金額の差に過ぎませんが、特許料の減免期間が1年目から10年目であることを考えると、大きな金額の差になるように思います。

審査請求については、出願の日から3年以内に行うことができますが、その期限日が2019年4月1日以降である出願については、できるだけ4月1日まで待って審査請求を行った方が良いと思います。

これから出願を行う件についても、早く権利化するため、同時に審査請求をしたいと思われる方がいるかもしれませんが、ここは4月1日までぐっと我慢して、審査請求を遅らせる方が得策だと思います。

また、特許庁のHP (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen20190401.htm#4>)には、各企業や各種団体が減免対象になるか否か、や、手続を行う際の書式等がアップされていますので、内容をしっかりと確認した上で手続を行うようにして下さい。特許事務所に依頼されている出願であれば、特許事務所に相談して頂ければ適切に対応してくれると思います。

今回の法改正を上手く活用して、賢く、特許の権利化、権利維持をして頂ければと思います。

以上